模別農家数のうち 700 万円以上 1,000 万円未満の数に 850 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 1,000 万円以上 1,500 万円未満の数に 1,250 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 1,500 万円以上 2,000 万円未満の数に 1,750 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 2,000 万円以上 3,000 万円未満の数に 2,500 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 3,000 万円以上 5,000 万円未満の数に 4,000 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 5,000 万円以上 1 億円未満の数に 7,500 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 1 億円以上 3 億円未満の数に 20,000 万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち 3 億円以上 5 億円未満の数に 40,000 万円を乗じた額及び農産物販売規模別農家数のうち 5 億円以上の数に 60,000 万円を乗じた額の合算額をいう。）

n　農林業センサス規則によつて公表された令和 7 年 2 月 1 日現在における農産物販売規模別経営体数（個人経営体）を用いて算出した農業産出額（農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち 50 万円未満の数に 25 万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち 50 万円以上 100 万円未満の数に 75 万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち 100 万円以上 300 万円未満の数に 200 万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち 300 万円以上 500 万円未満の数に 400 万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち 500 万円以上 1,000 万円未満の数に 750 万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち 1,000 万円以上 3,000 万円未満の数に 2,000 万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち 3,000 万円以上 5,000 万円未満の数に 4,000 万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち 5,000 万円以上 1 億円未満の数に 7,500 万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち 1 億円以上 2 億円未満の数に 15,000 万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち 2 億円以上 3 億円未満の数に 25,000 万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち 3 億円以上 4 億円未満の数に 35,000 万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち 4 億円以上 5 億円未満の数に 45,000 万円を乗じた額及び農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち 5 億円以上の数に 60,000 万円を乗じた額の合算額をいう。）

H　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端